### 令和8年4月から自転車利用者に

# 

制度が導入されます!





ぼくは マモルーシー

自転車に乗る時は ヘルメットを 被っているよ もう痛いのイヤな

板っているよ もう痛いのイヤな んだ





安心してください! 取締りの対象に変わりは ありません! 取締りの対象はあくまで 悪質・危険な違反ですよ



**4** 

**3** 

警察官は、これまでどおり

悪質・危険な違反を取締ります。

悪質・危険な違反については、

裏面でご確認を!

ルールを守って安全に 自転車に乗ろうね





<u>令和8年4月1日から、16歳以上の方が行った検挙の対象となる悪質・危険な交通違反の一部に反則切符(青切符)が適用されます。</u>

自転車に乗るときは ヘルメットを被ろうね



#### "自転車を安全・安心に \_\_\_\_\_利用するために"

自転車青切符制度の詳細(自転車ルールブック) 自転車運転者講習制度(裏面記載)の詳細

はこちらから→





自転車ルールブック

自転車運転者講習

## 悪質・危険な違反とは?

① 違反自体が悪質・危険なもの(一例)

飲酒運転







遮断踏切立入り



自転車制動装置不良



ながらスマホ



#### ② 違反態様が悪質・危険なもの(一例)



信号無視で交差点に 進入し車両に急ブレーキ をかけさせたとき

※ 実際に事故の危険が生じている



警察官の指導警告に 従わず、違反を継続 したとき

※ 指導警告では改善させることが困難



傘を差しながら 一時不停止をしたとき

※ 片手運転となり、とっさの危険回避が困難



警察官の姿を認めながら、 指導警告のいとまもなく 信号無視をしたとき

※ 指導警告しても効果が期待できない

#### 自転車運転者講習

「危険行為(交通違反)」を 3年以内に2回以上繰り返すと

#### 「自転車運転者講習」

(対象年齢:14歳以上、講習時間:3時間、講習費用:6,150円)

の対象となります。

- ※受講命令を受けてから、
  - 3ヶ月以内に講習を受講しなかった場合、
  - 5万円以下の罰金となります。

#### 自転車安全利用五則

~自転車のルールを守ろう~

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、

安全確認

- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



